

第 61 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月18日（木曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

大阪市港区弁天1丁目2番1号（OSAKA BAY TOWER内）

アートホテル大阪ベイタワー 4階「アートグラウンドボールルーム」

（末尾の「第61回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

目 次

第61回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	6
（添付書類）	
事業報告……………	8
連結計算書類……………	25
計算書類……………	28
監査報告……………	31

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月17日（水曜日）午後5時30分まで

株 主 各 位

大阪市港区海岸通4丁目1番18号
オカダアイオン株式会社
代表取締役社長 岡 田 祐 司

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月17日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2020年6月17日(水曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月18日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市港区弁天1丁目2番1号(OSAKA BAY TOWER内)
アートホテル大阪ベイタワー 4階「アートグランドボールルーム」
(末尾の「第61回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した、連結計算書類および計算書類に含まれております。

- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.aiyon.co.jp/>

- ◎当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスの感染拡大の可能性が懸念されております。感染予防対策につきまして、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

〈当社の対応について〉

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入り口付近には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行を予定しております。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも役員席との距離をあげ、また座席間の間隔もあけて設置いたします。
- ・感染予防の観点から、お飲み物のご提供を中止いたします。

〈株主様へのお願い〉

- ご来場される場合は、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防対策のご協力をお願い申し上げます。
- 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面(郵送)やインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月17日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット・スマートフォンで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月17日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(初投票)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

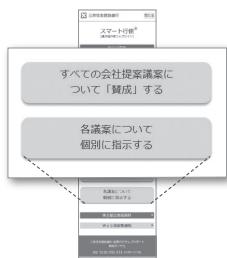
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



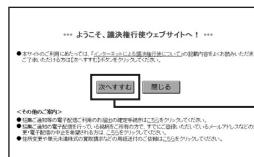
「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

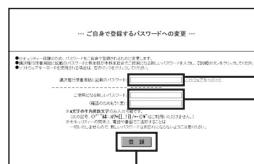
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、28円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は223,347,180円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月19日といたしたいと存じます。

(当社は中間配当制度を設けておりますが、現在は期末配当のみを行うこととしております。)

第2号議案 取締役1名選任の件

当社の重点戦略の一つである人材育成を含めた働き方改革を推進する為、当社にとって初めての女性社外取締役として、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
小林 恵 (1963年8月2日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1988年4月 株式会社神戸機材 入社 2006年10月 関西学院大学大学院 経営戦略研究科 非常勤講師 (知的財産法) 2011年12月 司法研修所修了 弁護士登録 2012年1月 株式会社神戸機材 代表取締役社長 就任 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由) 小林恵氏を社外取締役候補者とした理由は、他社で代表取締役社長として経営に携わっておられるほか、弁護士資格も有しておられ、これらにより培われた専門的な知識、豊富な知見、高い見識等を活かすとともに、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」と、女性の視点から経営への提言をいただけるものと判断し、就任をお願いするものであります。 なお、本定時株主総会において選任が承認された場合、社外取締役が3名（うち1名女性）、社外監査役が2名の体制となり、更なるコーポレートガバナンス強化・監督機能強化が図られるものと考えております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、小林恵氏の選任が承認された場合、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、小林恵氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。

以上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くものの、個人消費は消費増税による影響が顕在化し、鉱工業生産も消費増税やグローバルな需要減退による輸出の減少などから弱含みの動きとなりました。また、世界経済は米中通商問題や英国EU離脱問題等を抱えながらも、先進国の堅調な個人消費等を背景に全体として緩やかな成長が継続いたしました。一方で、年度後半から新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内外の景況感は一気に減退し先行き不透明感が急速に高まる状況となりました。

このような環境のもとで当社グループは、主力製品の圧砕機、油圧ブレーカ等の解体用アタッチメント、林業機械、環境関連機器等の販売に注力いたしました結果、当連結会計年度の業績は、売上高17,957百万円（前年同期比0.5%増）、営業利益1,368百万円（前年同期比10.2%減）、経常利益1,347百万円（前年同期比13.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益884百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は次のとおりであります。

[国内事業]

国内セグメントは、売上高12,418百万円（前年同期比3.5%増）となりました。機種別には、主力の圧砕機は堅調な再開発・建替え需要のもと受注状況は不悪ながら、2019年10月の台風被害による各社のショベル出荷減による納期ずれの影響がカバーしきれずに売上高は6,055百万円（前年同期比4.0%減）となりました。一方、環境関連機器は大型木材破碎機等が順調に納入できた結果、売上高は1,549百万円（前年同期比10.5%増）、油圧ブレーカ売上高は870百万円（前年同期比3.7%増）となりました。また、木造解体や災害復興処理等様々な用途で 사용되는つかみ機は需要が高まり売上高890百万円（前年同期比50.5%増）と大幅増加となりました。一方、アフタービジネスについては、原材料売上高が1,330百万円（前年同期比13.1%増）、修理売上高は833百万円（前年同期比1.1%減）と特に補修部品売上が増加いたしました。その結果、セグメント利益は1,004百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

【海外事業】

海外セグメントは、売上高2,985百万円（前年同期比2.5%減）となりました。主力地域の北米では、価格競争等で一時苦戦したものの、圧砕機等の商材の拡大や営業プロモーションの強化策が奏功し売上高2,153百万円（前年同期比4.0%増）と増収を確保いたしました。2020年1月より現地法人化した欧州に関しても、順調に販売網を拡大した結果、決算期の関係で10ヶ月決算となったにもかかわらず売上高361百万円（前年同期比22.8%増）と大幅増収となりました。一方で、アジア地域はタイの駐在員事務所を設置する等将来に向けた展開を行ったものの、景況感の悪化により価格競争が激化し売上高411百万円（前年同期比35.2%減）と大幅な減収となりました。その結果、セグメント利益は拠点展開の経費増加も影響し308百万円（前年同期比22.1%減）となりました。なお、海外セグメントにおける当連結会計年度期間は以下のとおりとなっています。（北米：2019年2月1日から2020年1月31日まで、欧州：2019年4月1日から2020年1月31日まで、アジアを含むその他地域：2019年4月1日から2020年3月31日まで）

【南星事業】

南星セグメントは、売上高2,554百万円（前年同期比9.0%減）となりました。グループ内の製造協力や販売協力による協業体制の強化、主力のグラップル・ウインチの新型モデルの投入、機会損失を抑えるための計画生産導入等の施策も行いましたが、施策浸透の遅れやショベル出荷減による納期ずれの影響により売上減少となりました。セグメント利益は、当初からの予定範囲内ではあるものの、処遇改善による人件費等の経費増加要因を売上でカバーすることができず89百万円（前年同期比54.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額（のれん等無形固定資産への投資を含む）は636百万円であります。

その主なものは、四国営業所新築建設費用（267百万円）、本社整備工場建替工事（94百万円）などであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、事業展開における資金需要に対して、安定的かつ機動的な資金調達体制の構築、財務運営の一層の強化を図ることを目的として、主要取引金融機関と総額6,000百万円（実行額3,254百万円）の当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2017年 3 月期)	第 59 期 (2018年 3 月期)	第 60 期 (2019年 3 月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	13,113	15,399	17,866	17,957
経 常 利 益 (百万円)	1,092	1,270	1,560	1,347
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	696	666	1,000	884
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	100.87	94.85	123.26	109.48
総 資 産 (百万円)	15,599	19,706	20,614	21,617
純 資 産 (百万円)	7,494	9,486	10,287	10,715

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第60期連結会計年度から適用しており、第59期連結会計年度の金額は組換後の金額で表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイオンテック	20百万円	100%	建 設 機 械 、 同 部 品 お よ び 同 付 属 品 の 製 造 、 販 売 等
Okada America, Inc.	5百万米ドル	100%	建 設 機 械 の 販 売
Okada Europe B.V.	1百万ユーロ	100%	建 設 機 械 の 販 売
株 式 会 社 南 星 機 械	30百万円	100%	林 業 ・ 産 業 機 械 ・ ケ ー ブ ル ク レ ー ン 、 同 部 品 ・ 機 材 お よ び 同 付 属 品 の 製 造 、 販 売 等

(注) 1. 当社の完全子会社であった株式会社南星機械、株式会社南星ウインテックおよび暁機工株式会社は、2019年4月1日を効力発生日として、株式会社南星機械を存続会社、株式会社南星ウインテックおよび暁機工株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

2. 2020年1月1日に、Okada Europe B.V.を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度の見通しにつきましては、国内外の政治リスクや地政学リスク等の懸念材料に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い国内外の経済活動が著しく制限されることにより、当業界全体においても相当な影響が予想されます。一方では、国土強靱化計画に基づく全国各地の老朽インフラの再整備、大都市圏を中心とした都市再開発、災害復興工事や耐震・防災構造への建替え、資源再利用のためのリサイクル、森林・林業再生プランに基づく林業機械化等、国土のレジリエンスに貢献する幅広い分野での需要が、引き続き期待できるものと思われれます。

このような環境のもと、当社グループは、従業員及び関係する皆様方の安全を最優先とし、行政の指導に従いながら新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めつつ、顧客需要に対応した安定的な商品供給とアフターサービスを心がけ社会的責任を果たしてまいります。さらには、コロナ影響の長期化と収束後の需要回復も念頭に置きながら、6ヶ年の中長期経営計画「アーチ2020作戦」の最終年度として、お客様ニーズに真摯に向き合うとともに社内体制の整備を図り、この難局に対処していく所存でございます。

まず、全社的にコストと在庫のスリム化を最優先に進めながら、国内事業においては、工場の生産性向上や協力会社との連携強化による生産体制の強化、安全性・効率性を重視したユーザー目線の商品開発、営業所・整備工場の設備増強を活かした販売・メンテナンス体制の強化を図ってまいります。海外事業では拠点進出した欧州、東南アジアでの人員強化を進めるとともに、海外生産・OEM等も幅広く検討し、日本品質で品揃えや価格面でも国内外の競合先と戦える海外向け戦略商品を投入し、米欧亜の3極体制強化を図ってまいります。また、南星事業では、当社との連携・協力強化策に加えて、主力製品の性能・品質の改善、工場の生産性向上、原価管理の徹底等により生産・利益両面での改善を図ってまいります。

一方、経営基盤面では、新基幹システムの導入による効率化・合理化と意思決定の迅速化、コーポレートガバナンス体制の強化、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み等に加え、就中、業績の担い手である従業員が「働きやすい、働きたくなる、働きがいのある」会社づくりを目指して、働き方改革を含む人事戦略を最重要課題として取り組む所存でございます。そのうえで、グループ一丸となってこの難局を乗り越え、持続的な成長と企業価値向上に向けた体制づくりを図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な営業品目は次のとおりであります。

品 目	製品分類	主要製品名
油 圧 ブ レ ー カ	油 圧 ブ レ ー カ	TOP、TOP-V、超低騒音TOP-S、TOP-J
圧 碎 機	コンクリート大割機	TS-Wクラッシャー TSRCクラッシャー
	コンクリート小割機	コワリクン、マグネットコワリクン
	鉄 骨 カ ッ タ ー	TS-Wカッター、TS-Sカッター
つ か み 機	グ ラ ッ プ ル	ASGグラップル
環 境 関 連 機 器	木 材 破 碎 機	ビッグバス、ログバスター、 タブグラインダー、ウッドホグ
	ふ る い 機	アミダス
	木 材 切 断 機	アイヨン与作
林 業 関 連 機 器	グ ラ ッ プ ル、ウ イ ン チ	木材用グラップル、CMプロセッサ、 NGHハーベスタ、地引きウインチ
金属スクラップ関連機器	グ ラ ッ プ ル、ス ク ラ ッ プ ロ ー ダ	BHSシリーズ、HLCシリーズ
工 事 関 係	ダム建設用ケーブルクレーン設備	両端固定型ケーブルクレーン、 軌索式ケーブルクレーン
そ の 他	そ の 他	散水小僧、アイヨンカプラー

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 港 区	中 部 営 業 所	岐 阜 県 大 垣 市
関 西 支 店		北 陸 営 業 所	石 川 県 金 沢 市
海 外 事 業 所		広 島 営 業 所	広 島 県 廿 日 市 市
東 京 本 店	東 京 都 板 橋 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡
札 幌 営 業 所	札 幌 市 北 区	九 州 営 業 所	福 岡 県 大 野 城 市
盛 岡 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 千 代 田 区
仙 台 営 業 所	仙 台 市 若 林 区	タイ駐在員事務所	タ イ 王 国 ア ユ タ ヤ 県
横 浜 営 業 所	横 浜 市 都 筑 区		

(注) 1. 四国営業所は、2019年11月11日付にて、愛媛県松山市から同県伊予郡に移転いたしました。
2. 2019年6月1日付にて、タイ駐在員事務所を開設いたしました。

② 株式会社アイオンテック

名 称	所 在 地
本 社 ・ 工 場	埼 玉 県 朝 霞 市

(注) 株式会社アイオンテックは、2019年4月1日付にて、本社登録所在地を埼玉県朝霞市に移転いたしました。

③ Okada America, Inc.

名 称	所 在 地
本 社	ア メ リ カ 合 衆 国 オ レ ゴ ン 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 オ ハ イ オ 州
営 業 所	ア メ リ カ 合 衆 国 テ キ サ ス 州

④ Okada Europe B.V.

名 称	所 在 地
本 社	オ ラ ン グ 王 国 ロ ッ テ ル ダ ム 市

(注) 2020年1月1日付にて、Okada Europe B.V.を設立いたしました。

⑤ 株式会社南星機械

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
熊 本 本 社	熊 本 県 菊 池 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 小 牧 市
東 京 支 店	東 京 都 品 川 区	長 野 営 業 所	長 野 県 長 野 市
札 幌 営 業 所	札 幌 市 西 区	新 潟 営 業 所	新 潟 市 東 区
盛 岡 営 業 所	岩 手 県 紫 波 郡	広 島 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
大 阪 営 業 所	大 阪 市 中 央 区	四 国 営 業 所	愛 媛 県 伊 予 郡

- (注) 1. 盛岡営業所は、2019年11月1日付にて、岩手県滝沢市から同県紫波郡に移転いたしました。
2. 四国営業所は、2019年11月11日付にて、愛媛県松山市から同県伊予郡に移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
442名	23名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（常用パートタイマーを含む）であります。
2. 当連結会計年度より「当社の使用人の状況」は有価証券報告書の記載と合わせております。なお、前連結会計年度末比増減は第60期有価証券報告書との比較となっております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
194名	9名増	41歳3ヶ月	14年0ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社から社外への出向者を除く、常用パートタイマーを含む）であります。
2. 当連結会計年度より「当社の使用人の状況」は有価証券報告書の記載と合わせております。なお、前連結会計年度末比増減は第60期有価証券報告書との比較となっております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,818百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,837百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	567百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	400百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,378,700株 (自己株式402,015株を含む。)
- ③ 株主数 11,135名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託)	532,800	6.67
岡 田 勝 彦	369,300	4.62
岡 田 眞 一 郎	348,000	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託)	342,100	4.28
極 東 開 発 工 業 株 式 会 社	251,300	3.15
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	242,930	3.04
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	220,000	2.75
株 式 会 社 南 星	200,000	2.50
株 式 会 社 テ イ サ ク	185,000	2.31
株 式 会 社 池 崎 鉄 工 所	180,100	2.25

- (注) 1. 当社は、自己株式を402,015株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権等の内容の概要	
第1回新株予約権	
発行決議日	2013年9月13日
新株予約権の数	204個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 61,300円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2013年10月1日から2043年9月30日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 204個 目的となる株式数 20,400株 保有者数 5人
第2回新株予約権	
発行決議日	2014年12月9日
新株予約権の数	93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 76,100円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2014年12月26日から2044年12月25日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 93個 目的となる株式数 9,300株 保有者数 6人
第3回新株予約権	
発行決議日	2015年12月11日
新株予約権の数	79個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 84,000円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2015年12月27日から2045年12月26日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 79個 目的となる株式数 7,900株 保有者数 5人
第4回新株予約権	
発行決議日	2016年12月9日
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 13,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき 74,700円 (注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株につき1円)
権利行使期間	2016年12月27日から2046年12月26日まで
行使の条件	(注) 2
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 132個 目的となる株式数 13,200株 保有者数 7人

(注) 1. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	荻 田 俊 幸	
代 表 取 締 役 社 長	岡 田 祐 司	マーケティング本部長
常 務 取 締 役	前 西 信 男	管理本部長兼経営企画室長
取 締 役	折 尾 卓 児	株式会社南星機械代表取締役会長
取 締 役	山 口 照 和	マーケティング本部副本部長兼営業部長
取 締 役	川 島 政 浩	マーケティング本部副本部長兼機械部長
取 締 役	岡 本 富 男	三相電機株式会社常務取締役統括管理部・海外関連 会社担当
取 締 役	古 田 均	大阪市立大学特任教授
常 勤 監 査 役	打 田 幸 生	株式会社タクミナ社外取締役
監 査 役	稲 田 正 毅	共栄法律事務所パートナー弁護士、関西学院大学大学院 司法研究科教授
監 査 役	中 尾 正 孝	公認会計士中尾正孝事務所代表、ニッタ株式会社社外取 締役

- (注) 1. 取締役岡本富男氏および取締役古田均氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲田正毅氏および監査役中尾正孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中尾正孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡本富男氏、取締役古田均氏および監査役稲田正毅氏、監査役中尾正孝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 篤耕二氏は、2019年6月20日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 折尾卓児氏は、2020年6月18日開催予定の第61回定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任により退任予定です。

② 取締役および監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)	9名 (2名)	152百万円 (6百万円)
監 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22百万円 (6百万円)
合 計	12名	174百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額230百万円以内(うち、社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。また、これとは別枠で上記定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬の限度額として年額20百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
 4. 取締役の報酬支給額には、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として取締役(社外取締役を除く)6名に対する8百万円の報酬額が含まれております。
 5. 上記には、2019年6月20日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名が含まれております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

2019年6月20日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役 1名に対し 1百万円

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

岡本富男氏は、三相電機株式会社の常務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

古田均氏は、大阪市立大学特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

稲田正毅氏は、共栄法律事務所のパートナー弁護士および関西学院大学大学院司法研究科教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

中尾正孝氏は、公認会計士中尾正孝事務所代表およびニッタ株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 本 富 男	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。
取 締 役	古 田 均	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、有識者としての豊富な経験と高い見識に基づいて発言を行っております。
監 査 役	稲 田 正 毅	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、および監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	中 尾 正 孝	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、および監査役会14回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員とは、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を、法令に定める最低責任限度額を限度として締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちOkada America,Inc.については、会計監査人と同一のネットワークに属するKPMGグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、新基幹システム導入についての指導・助言に関する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- ① 当社ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。社長の任命する委員長を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、社内でのリスク状況把握・分析、使用人に対するコンプライアンス教育方針の決定を行う。
 - ロ. 内部監査部門として内部監査室を置く。
 - ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたる。
その中で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
その他の当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部およびコンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し管理することとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が、職務の補助使用人を求めたときには、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。
上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
また、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は法令および反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定める。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めるほか、警察をはじめとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンスに関する社内のリスク状況把握・分析、従業員に対する教育方針の決定を行うコンプライアンス委員会を、当事業年度においては2回開催いたしました。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、技術サービスマン研修に加え、新入社員研修においてもコンプライアンス研修を行いました。

内部通報制度「ホットライン」の通報・相談に対してはコンプライアンス委員会が責任をもって事実を調査し、取締役会に逐次報告の上、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

なお、通報者に対し不利益な取扱いを行わないよう徹底しております。

② リスク管理体制

内部監査部門によるリスク管理状況については、「内部監査報告会」を実施し、各部門の監査を行った際の指導・改善点の報告をいたしました。

また、災害に備えて「安否確認サービス」を導入し、非常時における従業員の安否確認を可能にし、事業継続体制の維持・向上に努めました。

③ 取締役の業務執行の体制

「取締役会規程」「職務権限規程」に則り、職務の執行が適切かつ迅速に行われるよう努めました。当事業年度においては取締役会を13回開催し、月次決算の報告、各議案についての審議、各取締役より業務執行の報告を行い活発な意見交換がなされております。また、取締役会では各取締役より毎月、コンプライアンス・リスクなど直近の重要事項およびトピックスを報告しています。

④ 監査役の監査体制

当事業年度においては監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制報告会等の重要な会議に出席、各営業所への往査も行い、業務執行が適正になされているかを確認いたしました。また、内部監査室・会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めています。

⑤ 反社会的勢力排除について

取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み、初回の取引開始時には過去の公知情報等を外部機関にて確認する等の反社チェックを行っております。また、当社は「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟しており、同協議会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集を行っております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,321,743	流動負債	8,457,770
現金及び預金	3,193,817	支払手形及び買掛金	3,537,877
受取手形及び売掛金	4,930,165	短期借入金	3,354,405
たな卸資産	6,756,273	1年内返済長期借入金	456,472
その他	452,712	未払金	451,543
貸倒引当金	△11,225	未払法人税等	142,741
固定資産	6,295,267	賞与引当金	215,037
有形固定資産	5,260,550	役員賞与引当金	58,730
建物及び構築物	2,298,187	その他	240,964
機械装置及び運搬具	598,801	固定負債	2,444,222
土地	2,020,793	長期借入金	1,920,132
建設仮勘定	263,840	退職給付に係る負債	480,448
その他	78,927	その他	43,641
無形固定資産	367,169	負債合計	10,901,993
のれん	104,734	(純資産の部)	
その他	262,434	株主資本	10,647,838
投資その他の資産	667,547	資本金	2,221,123
投資有価証券	249,069	資本剰余金	2,263,081
繰延税金資産	334,900	利益剰余金	6,431,883
その他	86,394	自己株式	△268,250
貸倒引当金	△2,816	その他の包括利益累計額	11,259
		その他の有価証券評価差額金	18,094
		繰延ヘッジ損益	△1,513
		為替換算調整勘定	△5,321
		新株予約権	55,918
		純資産合計	10,715,017
資産合計	21,617,010	負債純資産合計	21,617,010

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,957,935
売上原価	12,693,453
売上総利益	5,264,481
販売費及び一般管理費	3,895,969
営業利益	1,368,511
営業外収益	
受取利息	3,322
受取配当金	8,670
固定資産売却益	12,212
その他	27,431
営業外費用	
支払利息	31,044
シンジケートローン手数料	5,911
債権売却損	5,088
為替差損	13,817
支払手数料	12,000
その他	5,086
経常利益	1,347,198
税金等調整前当期純利益	1,347,198
法人税、住民税及び事業税	436,172
法人税等調整額	26,324
当期純利益	884,701
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	884,701

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	2,221,123	2,254,881	5,770,259	△71,180	10,175,083
会計方針の変更による累積的影響額			△3,673		△3,673
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,221,123	2,254,881	5,766,586	△71,180	10,171,410
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△219,404		△219,404
親会社株主に帰属する当期純利益			884,701		884,701
自己株式の取得				△199,987	△199,987
自己株式の処分		8,199		2,918	11,117
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	8,199	665,297	△197,069	476,427
2020年3月31日残高	2,221,123	2,263,081	6,431,883	△268,250	10,647,838

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	その他の包括 利益累計額合計		
2019年4月1日残高	59,128	△205	△3,856	55,065	57,582	10,287,732
会計方針の変更による累積的影響額						△3,673
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	59,128	△205	△3,856	55,065	57,582	10,284,059
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△219,404
親会社株主に帰属する当期純利益						884,701
自己株式の取得						△199,987
自己株式の処分						11,117
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△41,034	△1,307	△1,464	△43,806	△1,664	△45,470
連結会計年度中の変動額合計	△41,034	△1,307	△1,464	△43,806	△1,664	430,957
2020年3月31日残高	18,094	△1,513	△5,321	11,259	55,918	10,715,017

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,136,216	流動負債	6,648,055
現金及び預金	2,116,043	支払手形	1,255,340
現受取手形	1,300,495	買掛金	937,959
売掛金	3,134,991	短期借入金	3,054,405
商製成品	1,882,286	1年内返済長期借入金	456,472
原材料	1,007,550	未払法人税等	575,507
貯蔵品	1,017,255	賞与引当金	61,995
関係会社短期貸付金	34,083	役員賞与引当金	139,971
前払費用	295,997	その他の引当金	57,380
未収入金	30,188	固定負債	109,023
前払渡り入金	13,886	長期借入金	2,315,152
そ の 他 金	314,387	退職給付引当金	1,920,132
貸倒引当金	1,064	そ の 他	351,378
	△12,015		43,641
固定資産	6,225,115	負債合計	8,963,208
有形固定資産	3,032,146	(純資産の部)	
建物	957,257	株主資本	8,324,972
構築物	80,017	資本金	2,221,123
機械装置(自用)	107,301	資本剰余金	2,263,081
機械装置(賃貸)	342,514	資本準備金	2,171,688
車両運搬具	20,712	その他資本剰余金	91,393
工具器具備品	12,046	利益剰余金	4,109,018
土地	1,204,422	利益準備金	99,020
リース資産	44,034	その他利益剰余金	4,009,998
建設仮勘定	263,840	圧縮記帳積立金	15,078
無形固定資産	238,836	別途積立金	1,332,000
借地権	133,727	繰越利益剰余金	2,662,920
電話加入権	6,037	自己株式	△268,250
ソフトウェア	14,512	評価・換算差額等	17,232
その他	84,559	その他有価証券評価差額金	18,745
投資その他の資産	2,954,132	繰延ヘッジ損益	△1,513
投資有価証券	238,585	新株予約権	55,918
関係会社株証	1,589,490		
敷金・保証金	42,959		
固定化営業債権	2,815		
繰延税金資産	227,852		
関係会社長期貸付金	826,349		
そ の 他	28,896		
貸倒引当金	△2,816		
資産合計	17,361,331	純資産合計	8,398,123
		負債純資産合計	17,361,331

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,726,808
売 上 原 価		10,544,570
売 上 総 利 益		3,182,237
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,591,939
営 業 利 益		590,297
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,532	
受 取 配 当 金	160,608	
受 取 経 営 指 導 料	49,200	
固 定 資 産 売 却 益	10,800	
そ の 他	17,007	253,148
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	26,370	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	5,911	
債 権 売 却 損	4,079	
為 替 差 損	9,967	
支 払 手 数 料	12,000	
そ の 他	2,757	61,087
経 常 利 益		782,358
税 引 前 当 期 純 利 益		782,358
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	181,146	
法 人 税 等 調 整 額	53,010	234,156
当 期 純 利 益		548,201

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計			
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
						圧縮記帳積立 金	別 積 立 金	途 金	繰越利益 剰余金			
2019年4月1日残高	2,221,123	2,171,688	83,193	2,254,881	99,020	16,160	1,332,000		2,333,040	3,780,220	△71,180	8,185,045
事業年度中の変動額												
圧縮記帳積立 金の取崩						△1,082			1,082	-		-
剰余金の配当									△219,404	△219,404		△219,404
当期純利益									548,201	548,201		548,201
自己株式の取得											△199,987	△199,987
自己株式の処分			8,199	8,199							2,918	11,117
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												-
事業年度中の変動額合計	-	-	8,199	8,199	-	△1,082	-		329,879	328,797	△197,069	139,927
2020年3月31日残高	2,221,123	2,171,688	91,393	2,263,081	99,020	15,078	1,332,000		2,662,920	4,109,018	△268,250	8,324,972

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 延 シ 損 ツ 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2019年4月1日残高	58,984	△205	58,778	57,582	8,301,406
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立 金の取崩					-
剰余金の配当					△219,404
当期純利益					548,201
自己株式の取得					△199,987
自己株式の処分					11,117
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△40,238	△1,307	△41,546	△1,664	△43,210
事業年度中の変動額合計	△40,238	△1,307	△41,546	△1,664	96,717
2020年3月31日残高	18,745	△1,513	17,232	55,918	8,398,123

(注) 千円未満の金額は切り捨てて計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

オカダアイオン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカダアイオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

オカダアイオン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 直 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 智 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカダアイオン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

オカダアイヨン株式会社 監査役会

常勤監査役	打	田	幸	生	㊟
社外監査役	稲	田	正	毅	㊟
社外監査役	中	尾	正	孝	㊟

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

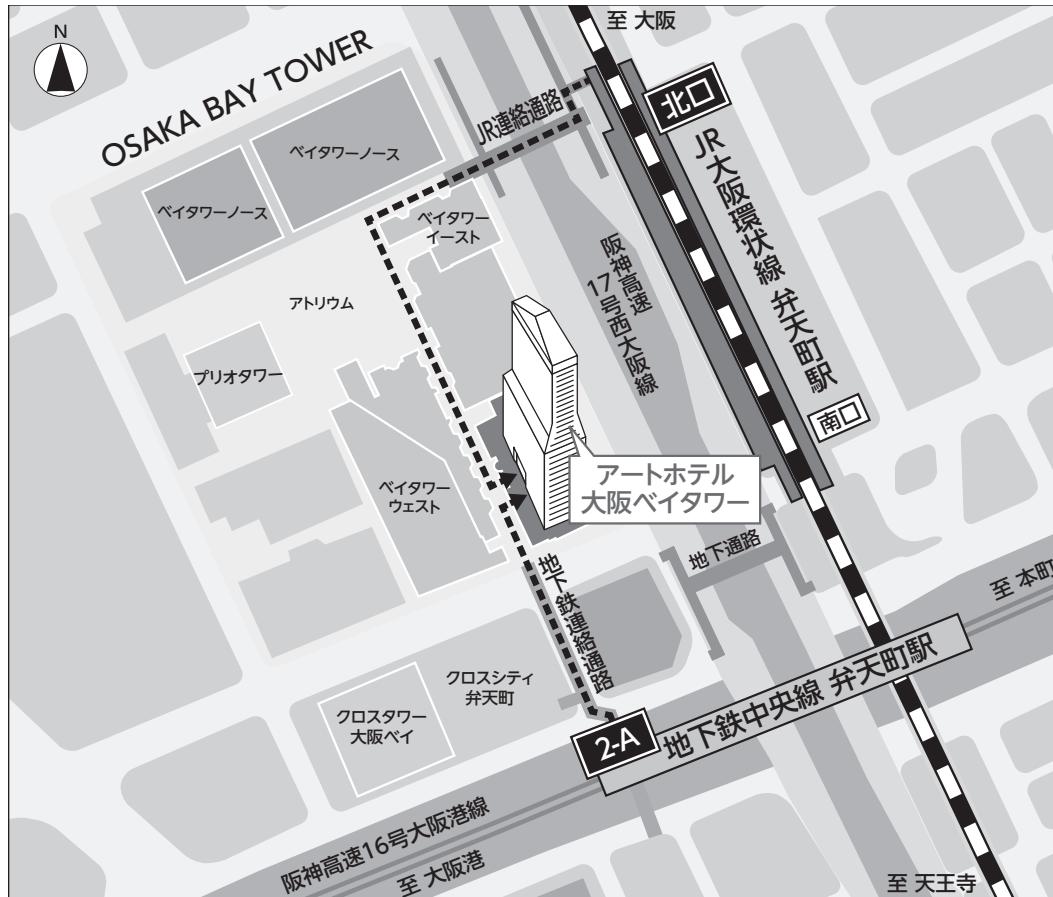
第61回 定時株主総会会場ご案内図

会場 アートホテル大阪ベイタワー 4階 アートグランドボールルーム
大阪市港区弁天1丁目2番1号 (OSAKA BAY TOWER内) 電話 (06) 6577-1111

交通

- 地下鉄中央線「弁天町」駅 西改札2-A出口からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約5分
- JR大阪環状線「弁天町」駅 北口改札からOSAKA BAY TOWER方面へ徒歩約8分

※車いすの株主様は、地下鉄中央線「弁天町」駅からのアクセスが便利です。



お願い

駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
なお、お車でお越しの場合は、OSAKA BAY TOWERの地下駐車場をご利用ください。
駐車料金につきましては、株主様のご負担となりますので、ご了承ください
ますようお願い申し上げます。

UD
FONT